

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	22
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）	37
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	42
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）（第五条関係）	43
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）（抄）（第六条関係）	44

改 正 案	現 行
<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 法第四十八条の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>二十〇二十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 法第四十八条の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>五（略）</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p>	<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>二十〇二十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>五（略）</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p>

3 2 (略)
 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	項
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、	(略)	読み替える規定
道路管理者	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	(略)	読み替える字句

3 2 (略)
 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	項
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、	(略)	読み替える規定
道路管理者	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	(略)	読み替える字句

四

第三十九條の七	第二項及び第四	項、第三十九條	の九、第四十條	第二項、第四十	一條、第四十二	條第一項、第四	十四條の三第一	項から第五項ま	で及び第八項、	第四十五條第一	項、第四十六條	第一項及び第二	項、第四十七條	の十七第一項、	第四十七條の十	八第一項、第四	十八條の二十三	第一項、第四十	八條の二十四第	一項、第四十八	條の二十五、第	四十八條の二十	六第一項、第四	十八條の二十七	第一項及び第二	項、第四十八條	の二十八第二項	、第四十八條の	二十九、第四十	八條の三十七第	一項、第四十八	條の六十第一項	及び第三項、第	四十八條の六十	一、第四十八條
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

四

第三十九條の七	第二項及び第四	項、第三十九條	の九、第四十條	第二項、第四十	一條、第四十二	條第一項、第四	十四條の三第一	項から第五項ま	で及び第八項、	第四十五條第一	項、第四十六條	第一項及び第二	項、第四十七條	の七第一項、第	四十七條の八第	一項、第四十八	條の二十三第一	項、第四十八條	の二十四第一項	、第四十八條の	二十五、第四十	八條の二十六第	一項、第四十八	條の二十七第一	項及び第二項、	第四十八條の二	十八第二項、第	四十八條の二十	九、第四十八條	の三十七第一項	、第四十八條の	四十六第一項及	び第三項、第四	十八條の四十七	、第四十八條の
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

の六十二第一項から第三項まで、第四十八条の六十三から第四十八条の六十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び

四十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十九から第四十八条の五十一まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条の二第一項及び

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	八		(略)	六		(略)	
	(略)	第四十七條の十 五第一項		(略)	第四十七條の十 八第二項、第四 十八條の二十三 第六項、第四十 八條の二十六第 二項、第四十八 條の三十八第一 項及び第三項		(略)	び第二項前段、 第九十六條第五 項
	(略)	、 道路管理者	場合においては	(略)	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、		(略)	
	(略)	、 道路管理者等	道路管理者等は	(略)	第四十六條第一 項		(略)	

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	八		(略)	六		(略)	
	(略)	第四十七條の五 第一項		(略)	第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項		(略)	第二項前段、第 九十六條第五項
	(略)	、 道路管理者	場合においては	(略)	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、		(略)	
	(略)	、 道路管理者等	道路管理者等は	(略)	第四十六條第一 項		(略)	

	(略)	項
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六	(略)	読み替える規定
道路管理者	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	(略)	読み替える字句

	(略)	項
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六	(略)	読み替える規定
道路管理者	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	(略)	読み替える字句

条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の第二第
一項及び第五項、
第四十七條の十
四、第四十七條
の十五第二項、
第四十七條の十
七第一項、第四
十七條の第十八第
一項、第四十八
條の二十三第一
項、第四十八條
の二十四第一項
、第四十八條の
二十五第一項、
第二項及び第四
項から第六項ま
で、第四十八條
の二十六第一項
、第四十八條の
二十七第一項及
び第二項、第四
十八條の二十八
第二項、第四十
八條の二十九、
第四十八條の二
十九の三、第四
十八條の二十九
の四、第四十八
條の二十九の五
第一項、第四十
八條の三十二、
第四十八條の三
十三、第四十八

条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の第二第
一項及び第五項、
第四十七條の四
、第四十七條の
五第二項、第四
十七條の第七第
一項、第四十七條
の八第一項、第
四十八條の二十
三第一項、第四
十八條の二十四
第一項、第四十
八條の二十五第
一項、第二項及
び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項
、第四十八條の
二十八第二項、
第四十八條の二
十九、第四十八
條の二十九の三
、第四十八條の
二十九の四、第
四十八條の二十
九の五第一項、
第四十八條の三
十二、第四十八
條の三十三、第
四十八條の三十

四	
<p>第三十三條第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條</p>	<p>條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二号、第四十八條の六十四、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
道路管理者は、	
道路管理者等は、	

四	
<p>第三十三條第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の</p>	<p>七第一項、第四十八條の五十、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
道路管理者は、	
道路管理者等は、	

(略)	一	項		九	(略)	
(略)	第二号、第五号及び第七号から第九号まで、第二十条第一項、第二十七條の十二第三項	読み替える規定		第四十七條の十 第五一項	(略)	の二十六第二項、第四十八條の二十九の六第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項
(略)	道路管理者	読み替えられる字句		道路管理者は、第四十六條第一項	(略)	
(略)	道路管理者又は都道府県	読み替える字句		道路管理者等は、道路管理者等	(略)	

6 5 (略)
 法第十七條第八項の場合における同條第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替へは、次の表のとおりとする。

(略)	一	項		九	(略)	
(略)	第二号、第五号及び第七号から第九号まで、第二十条第一項	読み替える規定		第四十七條の五 第一項	(略)	二十六第二項、第四十八條の二十九の六第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項
(略)	道路管理者	読み替えられる字句		道路管理者は、第四十六條第一項	(略)	
(略)	道路管理者又は都道府県	読み替える字句		道路管理者等は、道路管理者等	(略)	

6 5 (略)
 法第十七條第八項の場合における同條第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替へは、次の表のとおりとする。

、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條第三項、第

道路管理者

道路管理者等

、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條第三項、第

道路管理者

道路管理者等

四十七条の二第
一項及び第五項
、第四十七条の
十四、第四十七
条の十五第二項
、第四十七條の
十七第一項、第
四十七條の十八
第一項、第四十
八條の二十三第
一項、第四十八
條の二十四第一
項、第四十八條
の二十五第一項
、第二項及び第
四項から第六項
まで、第四十八
條の二十六第一
項、第四十八條
の二十七第一項
及び第二項、第
四十八條の二十
八第二項、第四
十八條の二十九
、第四十八條の
二十九の三、第
四十八條の二十
九の四、第二十
八條の二十九の
五第一項、第四
十八條の三十二
、第四十八條の
三十三、第四十
八條の三十七第
一項、第四十八
條の四十九第二

四十七條の二第
一項及び第五項
、第四十七條の
四、第四十七條
の五第二項、第
四十七條の第七
一項、第四十七
條の八第一項、
第四十八條の二
十三第一項、第
四十八條の二十
四第一項、第四
十八條の二十五
第一項、第二項
及び第四項から
第六項まで、第
四十八條の二十
六第一項、第四
十八條の二十七
第一項及び第二
項、第四十八條
の二十八第二項
、第四十八條の
二十九、第四十
八條の二十九の
三、第四十八條
の二十九の四、
第四十八條の二
十九の五第一項
、第四十八條の
三十二、第四十
八條の三十三、
第四十八條の三
十七第一項、第
四十八條の五十
、第五十七條、

二十九の六第一
項及び第三項、
第四十八條の三
十八第一項及び
第三項

(略)	十七	(略)	(略)	(略)
(略)	第四十七條の十 五第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者等は、 第四十六條第一 項	(略)	(略)
(略)	場合においては 、道路管理者	道路管理者等は 、道路管理者等	(略)	(略)

7 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八條の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

十九の六第一項
及び第三項、第
四十八條の三十
八第一項及び第
三項

(略)	十七	(略)	(略)	(略)
(略)	第四十七條の五 第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者等は、 第四十六條第一 項	(略)	(略)
(略)	場合においては 、道路管理者	道路管理者等は 、道路管理者等	(略)	(略)

7 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八條の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

(略)

(略)

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

四	(略)	二	(略)	項
第四十七條の二第二項及び第三項、第四十七條の十二第三項	(略)	第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十八條の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の四十九第二号、第七十二條の二第二項	(略)	読み替える規定
の道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	読み替えられる字句
の道路管理者又は指定市以外の市町村	(略)	道路管理者等	(略)	読み替える字句

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

四	(略)	二	(略)	項
第四十七條の二第二項及び第三項	(略)	第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第七十二條の二第二項	(略)	読み替える規定
の道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	読み替えられる字句
の道路管理者又は指定市以外の市町村	(略)	道路管理者等	(略)	読み替える字句

(略) (略) (略)

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

2 (略)
第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第十七号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

2 (略)
第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 十九 (略)
二十 法第四十五条第一項又は第四十七条の十五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十一・二十二 (略)
二十三 法第四十七条の十四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十四 法第四十七条の十八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十五 三十五 (略)

三十六 法第四十八条の六十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。))又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

2 (略)
三十七 五十 (略)

(略) (略) (略)

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

2 (略)
第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第九号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

2 (略)
第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 十九 (略)
二十 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十一・二十二 (略)
二十三 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十四 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十五 三十五 (略)

三十六 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。))又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

2 (略)
三十七 五十 (略)

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇七（略）

八 法第四十五条第一項又は第四十七条の十五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設置すること。

九・十（略）

十一 法第四十八条の六十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十二 法第四十八条の六十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十三 法第四十八条の六十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十四 法第四十八条の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十五〇二十九（略）

2・3（略）

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇四（略）

五 法第四十七条の十八第二項、法第四十八条の二十九の六第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇七（略）

八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設置すること。

九・十（略）

十一 法第四十八条の四十六第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十二 法第四十八条の四十八第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十三 法第四十八条の四十九の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十四 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十五〇二十九（略）

2・3（略）

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇四（略）

五 法第四十七条の八第二項、法第四十八条の二十九の六第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閱

閲覧に供している旨を掲示すること。

六 法第四十七条の二十一（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

七（略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七條の八第一項又は第四十八條の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二（略）

三 法第四十八條の六十第一項の規定により指定し、又は法第四十八條の六十二第三項の規定により指定を取り消すこと。

3・4（略）

5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜四（略）

五 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六・七（略）

八 法第四十八條の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

閲覧に供している旨を掲示すること。

六 法第四十七条の十一（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

七（略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七條の八第一項又は第四十八條の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二（略）

三 法第四十八條の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八條の四十八第三項の規定により指定を取り消すこと。

3・4（略）

5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜四（略）

五 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六・七（略）

八 法第四十八條の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

九 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号、第七号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定に係る部分に限る。）
- 二 第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）
- 三 第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第九号までに掲げる権限

二〇四 (略)

7 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定に係る部分に限る。）

第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）

第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定に

九 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号、第七号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）
- 二 第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）
- 三 第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第九号までに掲げる権限

二〇四 (略)

7 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）

第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）

第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定に

より協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。

2・4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあっては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

り協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。

2・4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあっては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築)

第三十五条の五 法第四十七条の十六第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並び

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築)

第三十五条の五 法第四十七条の六第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並び

<p>に法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 法第四十八条の四十六第一項の規定により指定登録確認機関を指定すること。</p> <p>七 法第四十八条の四十八第一項又は第三項の規定により公示し、及び同条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>八 法第四十八条の五十二第一項の規定により認可をし、及び同条第三項の規定により登録等事務規程を変更すべきことを命ずること。</p> <p>九 法第四十八条の五十四の規定により道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすること。</p> <p>十 法第四十八条の五十五第一項の規定により必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>十一 法第四十八条の五十六第一項の規定により許可をし、及び同条第二項の規定により公示すること。</p> <p>十二 法第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消し、同項の規定により登録等事務の停止を命じ、及び同条第三項の規定により公示すること。</p> <p>十三 法第四十八条の五十八第二項の規定により公示すること。</p> <p>十四〇二十五 (略)</p> <p>二十六 車両制限令第二十条ただし書の規定により手数料の額を定めること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>に法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六〇十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

	（略）	項		
	（略）		読み替える規定	
	（略）		読み替えられる字句	
	（略）	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
第二十一条、第二十二條第一項、第三十二條第一項から第三項まで及び第五項	（略）			
道路管理者	（略）			
機構	（略）			
地方道路公社	（略）			

	（略）	項		
	（略）		読み替える規定	
	（略）		読み替えられる字句	
	（略）	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
第二十一条、第二十二條第一項、第三十二條第一項から第三項まで及び第五項	（略）			
道路管理者	（略）			
機構	（略）			
地方道路公社	（略）			

、第三十三
条第一項、
第三十四條
から第三十
六條まで、
第三十九條
の二第一項
、第三十九
條の三第一
項、第三十
九條の第四
一項から第
三項まで及
び第五項、
第三十九條
の五第一項
、第三十九
條の六第一
項から第三
項まで、第
三十九條の
七第二項、
第三十九條
の九、第四
十條第二項
、第四十三
條の二、第
四十四條第
四項から第
七項まで、
第四十四條
の二第三項
、第五項及
び第六項、
第四十六條
、第四十七

、第三十三
条第一項、
第三十四條
から第三十
六條まで、
第三十九條
の二第一項
、第三十九
條の三第一
項、第三十
九條の第四
一項から第
三項まで及
び第五項、
第三十九條
の五第一項
、第三十九
條の六第一
項から第三
項まで、第
三十九條の
七第二項、
第三十九條
の九、第四
十條第二項
、第四十三
條の二、第
四十四條第
四項から第
七項まで、
第四十四條
の二第三項
、第五項及
び第六項、
第四十六條
、第四十七

条第三項、
 第四十七條
 の二第一項
 及び第五項
 、第四十七
 條の十四、
 第四十七條
 の十七第一
 項、第四十
 八條第二項
 及び第四項
 、第四十八
 條の五第三
 項、第四十
 八條の八第
 二項、第四
 十八條の九
 、第四十八
 條の十、第
 四十八條の
 十二、第四
 十八條の二
 十九の三、
 第四十八條
 の三十二、
 第四十八條
 の三十三、
 第四十八條
 の四十九第
 二號、第四
 十八條の六
 十四、第六
 十六條第一
 項、第六十
 八條、第六
 十九條第一

条第三項、
 第四十七條
 の二第一項
 及び第五項
 、第四十七
 條の四、第
 四十七條の
 七第一項、
 第四十八條
 第二項及び
 第四項、第
 四十八條の
 五第三項、
 第四十八條
 の八第二項
 、第四十八
 條の九、第
 四十八條の
 十、第四十
 八條の十二
 、第四十八
 條の二十九
 の三、第四
 十八條の三
 十二、第四
 十八條の三
 十三、第四
 十八條の五
 十、第六十
 六條第一項
 、第六十八
 條、第六十
 九條第一項
 、第七十一
 條第一項か
 ら第三項ま

	(略)	二十四	(略)	
第四十五条 第一項、第 四十七條の 十五、第四 十七條の十	(略)	第三十九條 の二第七項 、第三十九 條の五第二 項、第四十 七條の十八 第二項	(略)	項、第七十 一條第一項 から第三項 まで及び第 五項、第七 十二條第一 項及び第三 項、第七十 二條の第二 一項及び第 二項、第八 十七條第一 項、第九十 一條第三項 、第九十六 條第五項
道路管理者	(略)	道路管理者は、	(略)	
機構及び会社	(略)	道路管理者は 、機構が	(略)	
地方道路公社	(略)	道路管理者は 、地方道路公 社が	(略)	
	(略)	二十四	(略)	
第四十五条 第一項、第 四十七條の 五、第四十 七條の八第	(略)	第三十九條 の二第七項 、第三十九 條の五第二 項、第四十 七條の八第 二項	(略)	で及び第五 項、第七十 二條第一項 及び第三項 、第七十二 條の第二一 項及び第二 項、第八十 七條第一項 、第九十一 條第三項、 第九十六條 第五項
道路管理者	(略)	道路管理者は、	(略)	
機構及び会社	(略)	道路管理者は 、機構が	(略)	
地方道路公社	(略)	道路管理者は 、地方道路公 社が	(略)	

二十七	(略)	三十一	三十一	三十五
八第一項、 第四十八條 の十一第二 項、第四十 八條の二十 九の四	(略)	第四十七條 の十二第三 項	(略)	第七十一條 第四項
	(略)	道路管理者	(略)	基づく処分
	(略)	道路管理者又 は機構	(略)	基づく処分 で道路整備特 別措置法第八 条第一項第十 三号、第二十 一號、第二十 三號、第二十 七號、第三十 一號、第三十 二號、第三十 三號若しくは 第十三号若し くは第十七條 第一項第七号 、第九号、第 十號、第十九 七號、第十九 九號、第二十 三號、第二十 七號若しくは 第二十七號
	(略)	道路管理者又 は地方道路公 社	(略)	基づく処分 で道路整備特 別措置法第八 条第一項第十 三号、第二十 一號、第二十 三號、第二十 七號、第三十 一號、第三十 二號、第三十 三號若しくは 第十三号若し くは第十七條 第一項第七号 、第九号、第 十號、第十九 七號、第十九 九號、第二十 三號、第二十 七號若しくは 第二十七號
二十七	(略)	(新設)	三十一	三十四
一第一項、第 四十八條の 十一第二項 、第四十八 條の二十九 の四	(略)	(新設)	(略)	第七十一條 第四項
	(略)	(新設)	(略)	基づく処分
	(略)	(新設)	(略)	基づく処分 で道路整備特 別措置法第八 条第一項第十 三号、第二十 一號、第二十 三號、第二十 七號、第三十 一號、第三十 二號若しくは 第十三号若し くは第十七條 第一項第七号 、第九号、第 十號、第十九 七號、第十九 九號、第二十 三號、第二十 七號若しくは 第二十六號
	(略)	(新設)	(略)	基づく処分 で道路整備特 別措置法第八 条第一項第十 三号、第二十 一號、第二十 三號、第二十 七號、第三十 一號、第三十 二號若しくは 第十三号若し くは第十七條 第一項第七号 、第九号、第 十號、第十九 七號、第十九 九號、第二十 三號、第二十 七號若しくは 第二十六號

	(略)	項	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	(略)	
	(略)	読み替える規定		(略)	
	(略)	読み替えられる字句		(略)	二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの
	(略)	読み替える字句		(略)	二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第	(略)	道路管理者	有料道路管理者	(略)	

	(略)	項	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	(略)	
	(略)	読み替える規定		(略)	
	(略)	読み替えられる字句		(略)	十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの
	(略)	読み替える字句		(略)	十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第	(略)	道路管理者	有料道路管理者	(略)	

三項、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三項第三号、第三項及び第四項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三

三項、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三項第三号、第三項及び第四項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三

第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五、第四十七條の十七第二項、第四十七條の十八、第四十七條の二十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第四十八條の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八條の二十三第

第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第二項、第四十七條の八、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第四十八條の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八條の二十三第

一項、第五項及び第六項、第四十八條の二十四第一項及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の二十九の六第一項から第三項まで、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十五第一項、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、

項及び第六項、第四十八條の二十四第一項及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の二十九の六第一項から第三項まで、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十五第一項、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、第四十八條

第四十八條の四十一、第四十八條の四十九第二号、第四十八條の六十から第四十八條の六十四まで、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條から第六十二條まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二

の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の五十まで、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條から第六十二條まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二項及び第九十二條第四項、第九

二十六	(略)	
第七十一条第四項	(略)	項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第三百条第二号、第三百五号及び第六号、第四百条第一号、第六号及び第七号、第五百一条、第六百六条第一号
基づく処分	(略)	
基づく処分は道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	(略)	
二十六	(略)	
第七十一条第四項	(略)	十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第三百条第二号、第五号及び第六号、第四百条第一号、第三号及び第四号、第三百五号、第六百六条第一号
基づく処分	(略)	
基づく処分は道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた字句	読み替える字句	(略)
<p>(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社」と、同法第四十七条の二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。</p>					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた字句	読み替える字句	(略)
<p>(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構が協定を」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。</p>					

四	
第二十一条、 第二十二條第 一項、第三十 二條第一項か ら第三項まで 及び第五項、 第三十三條第 一項、第三十 四條から第三 十六條まで、 第三十九條の 三第一項、第 三十九條の四 第一項から第 三項まで及び 第五項、第三 十九條の五第 一項、第三十 九條の六第一 項から第三項 まで、第三十 九條の七第二 項、第三十九 條の九、第四 十條第二項、 第四十三條の 二、第四十四 條第四項及び 第六項、第四 十四條の二第 三項、第五項 及び第六項、 第四十六條、 第四十七條第 三項、第四十	道路管理者 臣 国土交通大 機構

四	
第二十一条、 第二十二條第 一項、第三十 二條第一項か ら第三項まで 及び第五項、 第三十三條第 一項、第三十 四條から第三 十六條まで、 第三十九條の 三第一項、第 三十九條の四 第一項から第 三項まで及び 第五項、第三 十九條の五第 一項、第三十 九條の六第一 項から第三項 まで、第三十 九條の七第二 項、第三十九 條の九、第四 十條第二項、 第四十三條の 二、第四十四 條第四項及び 第六項、第四 十四條の二第 三項、第五項 及び第六項、 第四十六條、 第四十七條第 三項、第四十	道路管理者 臣 国土交通大 機構

十八	(略)	
第四十五條第一項、第四十七條の十五、第四十七條の十八第一項、	(略)	七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十七條の十七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十九、第四十八條の四十九條の二號、第四十八條の六十四、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項、第七十一條第三項、第七十一條第五項、第七十二條第二項、第七十二條第五項及び第九十六條第五項
道路管理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	
機構及び会社	(略)	
十八	(略)	
第四十五條第一項、第四十七條の五、第四十七條の八第一項、第四	(略)	七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十九、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項、第七十一條第三項、第七十一條第五項、第七十二條第二項、第七十二條第五項及び第九十六條第五項
道路管理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	
機構及び会社	(略)	

(略)	
(略)	第四十八條の二十九の四
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	十八條の二十九の四
(略)	
(略)	
(略)	

改正案			現行		
<p>項 読み替える道路法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>項 読み替える道路法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（区域の決定の公示等） 第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一 （略） 二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項 イ （略） ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長 ハ （略） 三 （略） 2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。 （道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>（区域の決定の公示等） 第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一 （略） 二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項 イ （略） ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長 ハ （略） 三 （略） 2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。 （道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		

	<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四條の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四條の三第一項から第五項まで、第四十五條第一項、</p>	道路管理者	国土交通大臣
--	---	-------	--------

	<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四條の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四條の三第一項から第五項まで、第四十五條第一項、</p>	道路管理者	国土交通大臣
--	---	-------	--------

第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十第四項、第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第一項及び第二項、第四十七条の十八第一項、第四十七条の二十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項及び第二項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十二まで、第四十

第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項及び第二項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条

十六	十一 十五	十	（略）	
第四十七條の十七第一項、第九十一條第一項	（略）	第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項	（略）	八條の六十四、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第九十三條第二項、第五号及び第六号、第四百四條第一号、第六号及び第七号、第一百五條、第一百六條第一号
第十八條第一項	（略）	道路管理者は	（略）	
高速自動車国道法第七條第一項	（略）	国土交通大臣は	（略）	

十六	十一 十五	十	（略）	
第四十七條の七第一項、第九十一條第一項	（略）	第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項	（略）	第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第九十三條第二号、第五号及び第六号、第三百四條第一号、第三百号及び第四号、第三百五條、第一百六條第一号
第十八條第一項	（略）	道路管理者は	（略）	
高速自動車国道法第七條第一項	（略）	国土交通大臣は	（略）	

(略)	二十一	(略)	十七	一 項
(略)	第四十八条の六十三	(略)	第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	第四十七条の十八第
(略)	国土交通大臣又は 道路管理者	(略)		道路管理者の
(略)	国土交通大臣	(略)		関係地方整備局又は 北海道開発局の

(略)	二十一	(略)	十七	一 項
(略)	第四十八条の四十九	(略)	第三項	第四十七条の八第二 項、第四十八条の二 十九の六第三項、第 四十八条の三十八第 三項
(略)	国土交通大臣又は 道路管理者	(略)		道路管理者の
(略)	国土交通大臣	(略)		関係地方整備局又は 北海道開発局の

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜四十六（略）</p> <p>四十七 道路法第四十七条の十九、第四十八条の二十九の七、第四十八條の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>四十八〜六十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜四十六（略）</p> <p>四十七 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十九の七、第四十八條の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>四十八〜六十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為） 第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。 一 道路法第四十七条の八第一項第一号に規定する道路一体建築物の建築 二 （略）</p>	<p>（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為） 第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。 一 道路法第四十七条の八第一項第一号に規定する道路一体建築物の建築 二 （略）</p>

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）（抄）（第六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
第三十条第一項第六号	(略)		第九条第一項第十一号	(略)	
第四十七條の二十一第一項（同法第九十一第一項）	(略)	道路法第四十五條第一項、第四十七條、第四十八條の十一第二項及び第四十八條の二十九の四	前条第一項第二十五号の規定により機構第一項、第四十七條の五及び第四十八條の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	(略)	
第三十条第一項第六号	(略)		第九条第一項第十一号	(略)	
第四十七條の十一第一項（同法第九十一第一項）	(略)	道路法第四十五條第一項、第四十七條、第四十八條の十一第二項及び第四十八條の二十九の四	前条第一項第二十五号の規定により機構第一項、第四十七條の五及び第四十八條の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	(略)	

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）
 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）
 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

3 (略)	(略)	第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項、第四十八条の十一第二項	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	一条第二項において準用する場合を含む。）
	(略)	道路管理者	読み替えられる字句		(略)	
	(略)	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社	読み替える字句		(略)	
3 (略)	(略)	第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	一条第二項において準用する場合を含む。）
	(略)	道路管理者	読み替えられる字句		(略)	
	(略)	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社	読み替える字句		(略)	